

議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年2月28日（火曜日）

開 会 午前 8時58分

閉 会 午前 9時17分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高道秋彦

副委員長 押田大祐

委員 久保大憲

// 金谷幸則

// 岡部 享

// 舎川智也

// 江西照康

// 高田真里

// 松尾 茂

// 横野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	笠 間 信 行
庶務課長	大 野 満
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	中 山 崇
議事調査課議事係長	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課主査	土 方 智 樹

7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に松尾委員、横野委員を指名いたします。

本日の協議事項は、3月定例会の運営についてであります。

まず、1つ目の代表質問、一般質問についてであります。

代表質問については4名の方から通告があり、また、一般質問については23名の方から通告がありました。

そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、改めて申し上げますが、代表質問の質問時間については、富山市議会自由民主党が60分以内、自由民主党及び公明党が25分以内、立憲民主市民の会が20分以内となりますので、御承知おき願います。

次に、2つ目の追加議案についてであります。

去る1月27日の本委員会においてお示しいたしました、教育委員会教育長、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員の5つの追加人事案件に加え、さきの議案説明会で説明がありましたとおり、包括外部監査契約締結の件が、定例会最終日に追加提案される予定になっております。この、包括外部監査契約締結の件の議案書については、3月22日（水曜日）に会派控室に配付されますので、御承知おき願います。

また、これらの件の議案質疑の通告については、議案質疑が行われる日の前日の午後5時までとなりますので、3月22日（水曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、同日、3月22日（水曜日）の正午までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限は同日、3月22日（水曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おき願います。

なお、この包括外部監査契約締結の件の委員会付託についてですが、所管の委員会の意向に基づくこととしております。

このため、この件については所管の総務文教委員会で、意向を決めていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この協議結果につきましては、改めて、委員の皆さんに御報告いたします。

次に、3つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり陳情3件であります。

まず、令和5年分陳情第3号「富山市立小・中学校教諭の過酷な超過勤務是正に関する陳情」、令和5年分陳情第4号「富山市役所前バス乗降者の危険放置に係る陳情」については、総務文教委員会へ付託される予定でありますので、御承知おき願います。

次に、令和5年分陳情第1号「学校開放運営委員会からグラウンドの使用中止通知 撤回に関する陳情」についてですが、本件陳情について、市担当課に確認したところ、「学校開放運営委員会は地域で必要に応じて設置されている任意の団体であり、学校開放運営委員会が行う利用の可否の決定については市として撤回要請はできない。」との回答がありました。

したがって、議長は「利用の可否の決定については市として撤回要請はできないことから、本陳情は所属委員会への付託・審査にはなじ

まないと考える。」との見解を示されており、
請願・陳情の取扱要領に沿って、本委員会と
しての意見を求められております。

このことについて、委員の皆さんの御意見を
お聞かせください。

舎川委員

この陳情を見ておりますと、提出された方のお
気持ちも本当に分かりますし、理由についても
理解できます。

一方で、学校開放運営委員会の方も調整に努
力をされているのではないかと考えておりま
す。また、その関係性から、市としてなかな
か撤回要請などをできる現状ではないと先ほ
ど話がありました。

そうした中では、この件について富山市議会
は、いい悪いの判断をするべきではなく、基
本的には地域の自治の範囲で判断されるべき
ではないかと考えます。

したがいまして、本陳情については委員会に
付託をするべきではないと思います。

今後、人口減少や学校再編で施設が少なくな
ったり、スポーツを行える場が減っていくこ
ともあると考えますので、富山市と学校開放
運営委員会との関係性については検討してい
くべきではないかということは付け加えさせ
ていただきます。

久保委員

私は厚生委員長を務めており、この陳情は厚生委員会所管のものであると思います。

まず1点、この陳情に関して、委員会がありながら、議長は既に当局に見解を伺い、答弁をもらっています。その答弁によって、委員会付託にはなじまないのではないかと結論めいたところまで見解を示していることは、本来常任委員会が審査すべき事案について、事前審査を行ったとの誤解を受けても致し方ないのではないかと思います。

議長の判断として、このようにしたいということであれば異論は唱えませんが、当局に確認をし、それを捉えて結論を出すという行為については、厳に慎んでいただきたいと思います。そうでなければ、常任委員会の意味がなくなってしまいますのでお願いします。

その上で所見を述べますが、学校開放運営委員会は任意の団体であって、契約も結んでいません。具体的な契約がない中で、市が仲裁や指導する権限がないという内容などについて、議会として確認をするべき事案ではないかと考えています。

さらに、学校開放運営委員会がどこまでの権限を持つのか、市としてどこまでの責務を持つのか、市所有の施設でありますから、今後どのようなルールをつくっていくべきなのか、

また、地域の中でこういったもめごとが起こったときに、市としてどうやって地域の方々と解決していくのかという姿勢をただす意味では、十分、委員会付託に値するのではないかと思っています。

ただ、各議員、所属委員が調査・研究をして、委員会の中のその他の質問等でただせばいい事案とも捉えられるので、議長の判断にお任せしますが、今回のような議会運営委員会に諮る形については再考していただきたいと思っています。

横野委員

久保委員のおっしゃることも分からないではないのですが、学校開放運営委員会は地域の皆様が話し合っていて決めていく委員会ですから一地域の中で折り合いがつかず使用ができないことについて一地域が中心となって運営している中に割って入ることは筋道ではないと思います。

地域に貸し出すために学校開放運営委員会をつくり、地域で運営しているのですから、議会はどうか言うべき立場ではないと考えます。

また、議長宛てに請願・陳情などが提出されているわけですから、議長がそれを見て、現状を所管課に確認した結果、委員会付託には

なじまないとの議長の判断について、私はこれで正しいと思います。

こういった問題は、議会が取り上げると市民にこういったマイナス面があるのかということを検討した上で考える問題です。

議員として質問していくという方法はあるとは思いますが、陳情として取り上げることかどうかについては疑問があります。

こういった点から、議長の判断のように委員会に付託する必要はないと考えます。

松尾委員

この陳情に関する意見ですが、御存じのとおり、学校開放運営委員会の皆様は地域の中で手を挙げて取り組んでいただいています。

この陳情はグラウンドを使えなくなったことに対して不満があるという内容だと理解をしておりますが、学校開放運営委員会が総合的に判断をして決めていることだと思いますので、これに対して議会がどうこう言うことは筋違いだと思います。

議長の判断のとおり、委員会付託にはなじまないと考えております。

ただ、先ほど舎川委員もおっしゃったように、学校開放運営委員会の要綱などもあると思いますが、今後に向けた見直しが必要であれば、しっかりと議論をしていくべきだと思います。

岡部委員

学校開放について、施設利用の観点から考えれば、教育委員会の所管ではないかと思えます。この陳情にはスポーツ健康課が支持したと書いてありますが、その辺りははっきりとしていないので疑問もあります。恐らく教育委員会に申請書を出して、その申請に基づいてこれまで貸してきたという経過がありますので、一方的に貸さないと決めたことはいかななものかと思えます。

議会として使用中止通知の撤回を求めるのかという点では、委員会付託になじまないということが私の意見ではあります。

しかし、そもそも地元の方の参加割合などがグラウンドの使用の一つの基準としてはどうなのかなども含めて、教育委員会やスポーツ健康課が実態を把握しているのかもはっきりしていない。この陳情についてはある程度憶測を含めたことも多く、双方の意見が分からない状況であります。

このことについては、市としてしっかりとした指針を持つべきだと思いますが、議会として見解を求めることを決めるのは少し問題があると考えております。

いずれにしても、今後地元以外の人が多くなり、競技人口も減ってきて1つの校区だけではそのスポーツができなくなる状態になって

きていますから、なかなかそういったことも言っははられないと思います。指導者を校区外から呼んでいることもありますので、その辺りを検討する必要があると考えます。いろいろと意見を言いましたが、結論としては、この陳情について議会で決める内容ではないと立憲民主市民の会は思っています。

委員長

ただいま、いろいろと御意見をいただきました。

久保委員のおっしゃることも十分理解はしております。

最終的に委員の皆様の見解として、議長の見解のように、委員会付託にはなじまないと取りまとめていいのかどうか伺いたいのですが、意見が完全に一致しているわけではありません。久保委員はどう考えているのかお聞かせください。

久保委員

議長が委員会付託になじまないと判断していることに対して、反論するつもりはありません。

もともと委員会付託するのかどうかの決定権は議長にありますので、議長の判断については支持します。

ただ繰り返しになりますが、常任委員会があ

る中で、当局の意見を付されてしまうと、委員会として審査することになってしまいますので、こういった議事録が残ってしまう議会運営委員会の場で発表されてしまうと委員長としては大変苦しいところがあるということは、できれば議長にお伝えしていただきたいと思えます。

委員長

分かりました。

今の皆さんの意見をまとめますと、議長の見解と一致していると報告したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、令和5年分陳情第1号については、議会運営委員会の意見として、「本件陳情については、議長見解のとおり所管の委員会への付託及び審査にはなじまないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思えます。

また、皆様からいただいた意見については取りまとめて議長に報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本陳情について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮して欲しい旨の申出が

ありましたので、議員各位におかれましてはその取扱いには十分御注意願います。

次に、4つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものは、お手元の資料のとおり、請願形式1件、陳情形式1件であります。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付させていただきました令和5年3月定例会諸会議日程等にも記載してありますとおり、9日（木曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、10日（金曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました2件の意見書（案）と併せて、16日（木曜日）の本委員会において御協議いただくこととなります。

それまでに各会派において、御検討をいただきたいと思っております。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、3月10日（金曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしく願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 5 年 3 月 定 例 会
(令和 5 年 2 月 2 8 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 高 道 秋 彦

署 名 委 員 松 尾 茂

署 名 委 員 横 野 昭